

会社が社債を発行するために支出した費用は？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

新人さん：新しい倉庫を取得するための資金は、どうする予定なのですか？

先輩：手持ちの現預金と、一部は社債を発行するらしい。

新人さん：社債の発行なんて、うちの規模でも可能なのですか？

先輩：うん、社長の知人や取引先とかの縁故者を対象にした少人数私募債ならね。手続きも比較的簡単なんだよ。

新人さん：そうは言っても、いろいろと費用がかかるのですよね。

扱手数料、目論見書・社債券等の印刷費、社債登記の登録免許税などです。

「社債発行費」は、原則として、支出時に費用（営業外費用）として処理します。そのため、決算時に追加の仕訳は行ないません。

ただし、繰延資産として計上することも容認されています。その場合、社債の償還までの期間にわたって利息法により償却しますが、継続適用を条件に定額法によることもできます。貸借対照表上、償却額は繰延資産として計上した額から直接控除します。償却額は「社債発行費償却」として営業外費用の区分に表示します。

また、新株予約権発行の費用も、原則として、支出時に費用（営業外費用）として処理しますが、繰延資産として計上することもできます。その場合、新株予約権の発行の時から3年以内のその効果が及ぶ期間にわたって定額法により償却します。

●解説

「社債発行費」とは、社債の発行のために直接支出した金額を処理する勘定科目です。具体的には、社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、証券会社の取

ケース 1

原則的な処理の場合

・**支出時：**社債発行のために、期首に金融機関への取扱手数料等550,000円（税込）を普通預金口座から振り込んだ。

【借方】 社債発行費（営業外費用）	500,000	【貸方】 普通預金	550,000
仮払消費税等	50,000		

・**決算時：**仕訳なし

ケース 2

容認される処理の場合

・**支出時：**ケース1と同様

【借方】 社債発行費（繰延資産）	500,000	【貸方】 普通預金	550,000
仮払消費税等	50,000		

・**決算時：**社債発行費を償還までの5年にわたって定額法で償却する。

【借方】 社債発行費償却	100,000	【貸方】 社債発行費	100,000
---------------------	---------	-------------------	---------